

利子や配当の課税関係

利子所得や配当所得は、源泉分離課税や確定申告不要制度の選択で、基本的に申告は必要ないといわれています。

1. 預貯金等の利子等に対する税金

源泉分離課税の対象となり申告は不要です。利子所得に15%（他に地方税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収され、これで納税完了です。

2. 株式等の配当等に対する税金

① 上場株式等の配当等

配当等の収入に7%（他に地方税3%）の特例税率を掛けた金額が源泉徴収されます。但し、平成20年4月1日以降は15%（他に地方税5%）の税率が適用されます。

② 上場株式等以外の配当等

配当等の収入に20%（地方税は特別徴収なし）の税率を掛けた金額が源泉徴収されます。

3. 配当所得の申告不要制度

① 総合課税 原則総合課税の対象となり配当控除（税額控除）を適用します。

② 確定申告不要制度 株式等の区分に応じ次の場合は申告不要とすることができます。

・上場株式等の配当等

大口株主（発行済株式の総数等の5%以上保有）以外の者が受ける配当等の場合です。

・上場株式等以外の配当等

一回に支払を受ける配当等の金額が5万円（配当等の計算期間が1年以上の場合は10万円）以下である少額配当等の場合です。

4. 金融類似商品の収益に対する税金

所得税15%（他に地方税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です。

5. 割引債の償還差益に対する税金

特定の割引債の償還差益については、割引債を発行するときに18%の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です。

ナマの税務相談室

Q 先生、今回の講話は通達では必ずしも明快ではない評価の件です。

A イイイイ、通達20では不整形地（三角地

を含む）とあるから明快と解釈。下の三角地は、私のかつての顧問会社の例、三角地といっても判然とはしない。傍に行ってはじめて三角地と分かる。

Q この事例地は250㎡の地積、普通住宅地区。

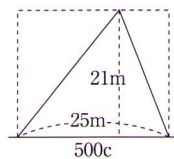
A 財産評価通達では不整形地の評価は、奥行補正、側方補正など正規の評価

手法を基として、その不整形の程度、位置及び地積の大小に応じ地積区分表、不整形地補正率表等により、計算すると。

Q 三角地も不整形地であるとなると近似整形地の求め方の問題で、例えば、かげ地面積が不整形地と概ね等しくとは、困難ですね。

三角地の評価 (K事務所研修)

(事例)



A 事例図のようになかなか綺麗な矩形は確かに困難だが、とにかく近似整形地を図のように求め想定整形地（25m×21m）

525㎡を算出、かげ地割合（525-250）÷525=0.52は50%以上、不整形地補正率表では50%以上は0.79、1㎡あたり（50万円×0.79）39万5千円の評価、路線価50万円の2割引きである。

Q 先生、これは机上の計算で、このような三角地が2割強しか安くならないというのは不合理では…。

A C君のいうとおりだが、現行通達の区分表、補正率表は平成11年改正されたもので、かなり実際の例をとり入れたといわれているが、図例のかつての顧問会社々長は15年前付近の地価の約半分で購入したと主張している。

Q ともあれ、三角地も不整形地として評価することとは勉強になりました。

[参考] 財産評価通達20 付表5

ナマの税務相談室